

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、創業理念(社是)「顧客第一」の精神(※)に則り、企業理念と経営ビジョンの実現のために、コンプライアンスを徹底し、公正で透明性の高い経営を行うことで、全てのステークホルダーから信頼され、健全に成長発展する企業グループを目指すことを、コーポレート・ガバナンスの基本方針としております。

当社は、この基本方針に従い、監査役会設置会社の体制を基礎として、コーポレート・ガバナンスの一層の充実・強化に向け、非業務執行取締役(社外取締役及び取締役会長。以下同じ。)の活用による取締役会の監督機能の強化、執行役員制の導入による取締役会の意思決定の迅速化等を実施し、当社グループのガバナンス強化、経営改革に継続して取り組んでおります。

(※)「顧客」とは、広義において社会全般を意味します。「『顧客第一』の精神」とは、永続性のある信頼を「顧客」から得ることです。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、上記の「コンプライアンスを徹底し、公正で透明性の高い経営を行うことで、全てのステークホルダーから信頼され、健全に成長発展する企業グループを目指すこと」というコーポレート・ガバナンスの基本方針に則り、コーポレートガバナンス・コードの各原則について運営しております。ただし、以下の項目については、コーポレート・ガバナンスの一層の強化の観点から継続的に検討してまいります。

【補充原則4-2-1】

業務執行取締役及び執行役員の報酬は、金銭報酬として、固定報酬と年次インセンティブ報酬である賞与により構成しております。

なお、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして、より機能するよう、構成、割合等を含め、中長期的な業績と連動するインセンティブ報酬を検討する予定です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】[更新](#)

(株主の権利・平等性の確保)

【原則1-4】

(1)政策保有に関する方針

当社は、重要な取引先との取引関係や様々なステークホルダーとの信頼関係の維持・強化により、当社の持続的な成長や中長期的な企業価値の向上に資することを目的に、政策保有株式を保有しております。

(2)保有意義の点検

主要な政策保有株式については、毎年取締役会で、そのリターンとリスク等を踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証し、これを反映した保有の狙い・合理性について点検を行っております。

(3)議決権行使の基準

政策保有株式の議決権の行使については、保有先企業にとってその議案が適切なコーポレート・ガバナンス体制の整備や中長期的な企業価値の向上に資するかどうか、また当社への影響等を総合的に判断し、行使しております。

【原則1-7】

当社が当社役員及び執行役員と取引を行う場合には、法令、取締役会規則等に基づき、当該取引につき取締役会の承認を要することとしております。また、取締役会の承認を受けた取引が実行された際には、その内容について取締役会で報告することとしております。

当社が主要株主等と取引を行う場合には、取締役会規則及び稟議規程に基づき、取引の重要性の高いものについては、取締役会の承認を要することとしております。

なお、当社役員や主要株主等との取引の取引条件等については、当社及び株主共同の利益を害することのないように、一般的の取引と同様に決定することとしております。

(適切な情報開示と透明性の確保)

【原則3-1】

(i)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

企業理念、経営戦略、経営計画等については、当社ホームページに掲載しておりますのでご参照ください。

■企業理念

<http://www.taikisha.co.jp/corporate/philosophy.html>

■経営ビジョン、大気社行動規範

http://www.taikisha.co.jp/social_env/compliance/index.html

■中期経営計画

<http://www.taikisha.co.jp/ir/policy/vision.html>

(ii)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書「I. 1. 基本的な考え方」をご参照ください。

(iii)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
本報告書「II. 1. 【インセンティブ関係】、【取締役報酬関係】」をご参照ください。

(iv)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

(1)方針

当社は、当社を取り巻く経営環境を踏まえ、取締役会の意思決定と経営の監督機能が最も効果的かつ効率的に機能するよう、取締役会の多様性及び適正な規模(員数)を維持しております。

取締役会の多様性を確保し監督の実効性を上げるため、社内取締役候補者は、その知見・実績を踏まえた上で、社内の各業務分野より偏りなく選定し、また、社外取締役候補者は、高い見識と異なる分野の経験を有する人物を選定しております。

取締役候補者は、以下の基準を全て満たす者の中から選定しております。

監査役会の構成については、取締役の職務執行の監査、外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使といったその役割・責務に鑑み、監査役には財務・会計に関する知見を有する者を1名以上選任することとしております。

監査役候補者については、監査役監査規程が定める監査役の職責を果たすのに必要な能力があると認められる以下の基準を全て満たす者の中から選定しております。

【取締役・監査役共通】

- ・人格、見識に優れ、高い倫理観と順法精神を有すること
- ・職務遂行にあたり健康上の支障がないこと

【社内取締役】

- ・当社の創業理念(社是)、企業理念を十分に理解し、企業統治能力に優れていること
- ・当社の事業内容、業務について、十分な知識、経験、能力を有し、将来的な企業発展を実現する能力を有すること
- ・全社的に経営を監督する見地から、客観的かつ迅速に分析、判断する能力に優れていること

【社外取締役】

- ・外部のステークホルダーの見地より、客観的・独立的な立場から、取締役会において、当社の創業理念(社是)、企業理念に則った意見を適切に反映させることができること
- ・当社の経営に対する助言・監督に必要な、会社経営、業務執行に関する豊富な知識と経験を有すること
- ・その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力が確保できること

【社内監査役】

- ・当社の業務に精通し、十分な知識、経験、能力を有すること

【社外監査役】

- ・会社経営、財務、会計、法律等の専門分野に関する豊富な知識と経験を有すること
- ・その役割と責務を適切に果たすために必要となる時間と労力が確保できること

(2)手続

取締役候補者については、取締役会で決定した上記の方針に基づき、代表取締役が非業務執行取締役(取締役候補者本人を除く。)の意見、助言を経て推薦し、取締役会において決定しております。

監査役候補者については、取締役会で決定した上記の方針に基づき、代表取締役が推薦し、監査役会の同意を得たうえで、取締役会において決定しております。

(v)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

取締役候補者及び監査役候補者の指名理由については、株主総会招集通知に記載しております。

社外取締役候補者及び社外監査役候補者の指名理由については、有価証券報告書並びに本報告書「II. 1. 【取締役関係】会社との関係(2)」及び「II. 1. 【監査役関係】会社との関係(2)」にも記載しております。

■株主総会招集通知

<http://www.taikisha.co.jp/ir/stock/meeting.html>

■有価証券報告書

<http://www.taikisha.co.jp/ir/library/edinet.html>

(取締役会等の責務)

【補充原則4-1-1】

取締役会は、法令及び定款に定める重要な事項のほか、取締役会規則及び裏議規程に基づき、当社グループの経営に関する基本方針・基本計画及び経営上の重要な事項について、十分な審議を行ったうえで意思決定とともに、経営を監督する機関として位置づけております。

上記以外の事項については、取締役会規則及び裏議規程に基づき、その重要度に応じて、経営会議や各種委員会等に委任しております。

経営会議は、当社グループの実効性を高め、効率化を図る目的で設置され、取締役会から委任された当社グループの具体的な業務執行に係る事項(事業部・本部の方針の決定・変更、年度方針の決定とその評価など)につき、十分な審議と迅速な意思決定を行っております。

【原則4-9】

本報告書「II. 1. 【独立役員関係】」をご参照ください。

【補充原則4-11-1】

当社は、当社を取り巻く経営環境を踏まえ、取締役会の意思決定と経営の監督機能が最も効果的かつ効率的に機能するよう、取締役会の多様性及び適正な規模(員数)を維持しております。

取締役会の多様性を確保し監督の実効性を上げるため、社内取締役候補者は、その知見・実績を踏まえた上で、社内の各業務分野より偏りなく選定し、また、社外取締役候補者は、高い見識と異なる分野の経験を有する人物を選定しております。

取締役候補者の指名の方針と手続については、上記【原則3-1】(iv)をご参照ください。

【補充原則4-11-2】

社内取締役については、関係会社の取締役を除き、原則、兼任を認めておりません。また、社内監査役については、原則、兼任を認めておりませ

ん。

社外取締役及び社外監査役の兼任状況については、株主総会招集通知及び有価証券報告書をご参照ください。

■株主総会招集通知

<http://www.taikisha.co.jp/ir/stock/meeting.html>

■有価証券報告書

<http://www.taikisha.co.jp/ir/library/edinet.html>

なお、社外取締役、社外監査役ともに、取締役会への出席のほか、方針検討会、全社コンプライアンス委員会、リスクマネジメント委員会等の会議に参加し、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間等が確保されております。

【補充原則4-11-3】

当社は、少なくとも年に一度、自社の取締役会の実効性を高め、外部のステークホルダーへの情報提供を充実させるために、取締役会の実効性分析・評価を実施し、その結果の概要を示します。

平成28年度の取締役会の実効性分析・評価は、取締役会議長を中心として、取締役会全体を対象に「取締役会の果たすべき役割」と「取締役会がその役割を果たすために考慮すべき項目」について、全取締役・監査役が質問票に回答し、その分析結果を基に取締役会で審議しました。その結果、取締役会の実効性が確保されていると評価しました。

当社の取締役会は、創業理念(社は)「顧客第一」を実践し、永続的成長及び中長期的な企業価値向上に資するため、経営に係る重要事項の意思決定を行うとともに、経営全般に対する監督機能を効果的に発揮する役割を担っております。これらの役割を果たすべく、取締役会での議案の審議は、十分な資料提供と討議時間を確保して実施されているほか、重要な業務執行の状況についても定期的に報告を受けております。

前年度の実効性分析評価にて課題として認識した事項については、順次改善を進めております。各会議体の役割を見直し、リスクマネジメント委員会等の運営方法を変更したほか、基幹システム等の経営インフラ基盤に関する基本方針について、議論を充実させました。また、各ステークホルダーとの建設的な対話をより積極的に推進するための環境整備を行いました。

今後も、取締役会の監督機能の一層の強化を図るため、各会議体の役割を踏まえた運営方法の再検討を継続するとともに、取締役会への報告事項についてより監督すべき論点が明確になるような工夫を検討する必要があると考えております。また、「働き方改革」と人材育成、グループ全体のリスク管理体制の強化、中長期的な成長を支える基幹システム・人事制度・会計インフラ等の構築と運用などについて議論する時間を充実してまいります。

当社は、より一層のコーポレートガバナンスの充実と強化を図るために、今回認識した課題に優先度を踏まえ対応し、継続的に取締役会の実効性向上のための施策を検討してまいります。

【補充原則4-14-2】

当社は、社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役に対して、その経営監督・監査機能が十分に発揮されるよう、当社の経営課題、財務・法令順守等に関する必要な知識の習得を目的とした研修等を継続的に実施しております。また、必要に応じて随時、外部教育訓練を斡旋し、その費用は会社負担しております。

上記に加え、社外取締役・社外監査役に当社グループの企業理念、企業経営、事業活動、組織等に関する理解を深めることを目的とした研修を実施するとともに、必要がある場合は随時、これらに関する情報提供を行っております。

(株主との対話)

【原則5-1】

(1)当社は、株主との建設的な対話が、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上にとって大変重要であると認識しております。そのため、管理本部管掌の代表取締役が統括し、決算説明会をはじめとした様々な取組みを通じて、積極的な対応を心掛けております。

(2)経営企画・経理・法務・総務・広報等の部署との連携によるIR情報の共有、IRの方向性の検討、開示資料の作成等を積極的に進めてまいります。

(3)株主から対話の申し入れがあった場合は、管理本部経理部企画・広報課が代表取締役、管理本部長等と対応方法を検討し、適切に対応しております。また、アナリストや機関投資家・個人投資家とのIRミーティングにも積極的に取り組んでおります。

(4)対話において把握した株主の意見等は、必要に応じて、経営会議及び取締役会での報告やレポートの配付などによるフィードバックを行い、情報の共有・活用を図っております。

(5)株主との対話に際しては、インサイダー取引防止規程に基づき、情報管理を徹底して行っております。

(6)当社は、定期的に実質株主調査を実施し、株主構造の把握に努めています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】[更新](#)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスター・トラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,859,700	7.77
いちご・トラスト・ピー・ティー・イー・リミテッド	2,262,100	6.15
株式会社建材社	1,730,000	4.70
日本ト拉斯ティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,569,800	4.27
日本ト拉斯ティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,415,600	3.85
ザ・バンク オブ ニューヨーク メロン (インターナショナル) リミテッド 131800	1,077,600	2.93
大気社協力会社持株会	1,034,800	2.81
株式会社第二建材社	1,000,000	2.72
大気社社員持株会	872,301	2.38
日本生命保険相互会社	866,416	2.36

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明 [更新](#)

1. 上記「外国人株式保有比率」及び「大株主の状況」は、平成29年3月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。
2. 当社は、自己株式2,575,841株を保有しておりますが、上記「大株主の状況」から除いております。なお、自己株式には、ESOP(株式給付型プラン)の導入に伴い、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式161,200株を含んでおりません。
3. いちごアセットマネジメント・インターナショナル・ピーティーイー・リミテッドから平成29年2月27日付で提出された大量保有報告書の変更報告書により、同年2月20日現在で同社他2名の共同保有者が2,448千株(保有割合6.66%)を保有している旨の報告を受けております。しかし、当社として平成29年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記「大株主の状況」には含めておりません。
4. 株式会社みずほ銀行から平成28年10月21日付で提出された大量保有報告書により、同年10月14日現在で同社他2名の共同保有者が1,886千株(保有割合5.13%)を保有している旨の報告を受けております。しかし、当社として平成29年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記「大株主の状況」には含めておりません。
5. 野村證券株式会社から平成27年10月21日付で提出された大量保有報告書の変更報告書により、同年10月15日現在で同社他2名の共同保有者が1,996千株(保有割合5.43%)を保有している旨の報告を受けております。しかし、当社として平成29年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記「大株主の状況」には含めておりません。
6. インベスコ・アセット・マネジメント株式会社から平成27年9月24日付で提出された大量保有報告書の変更報告書により、同年9月15日現在で3,123千株(保有割合8.49%)を保有している旨の報告を受けております。しかし、当社として平成29年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記「大株主の状況」には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
村上 修一	他の会社の出身者											△
彦坂 浩一	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
村上 修一	○	村上修一氏は、損害保険ジャパン日本興亜株式会社の出身であります。同社は、当社株式を所有しておりますが、持株比率は0.36%であります。同社と当社との間には、平成28年度において工事請負、保険契約の取引がありますが、当社が定める社外役員の独立性基準を超えるものではありません(同社と当社との間における取引額の過去3事業年度(平成26年度から平成28年度。以下同じ。)平均額は、同社の経常収益の過去3事業年度平均額及び当社の連結完成工事高の過去3事業年度平均額のいずれも1%未満であります。)。	[取締役選任理由] 大手損害保険会社の業務執行責任者として培われた豊富な知識と経験を有しており、当社から独立した客観的な立場で、当社の経営に対して的確な助言、監督をいただいていることから、取締役会における意思決定の透明性の確保及び取締役会の監督機能の強化の観点から適任であると判断したため。 [独立役員指定理由] 東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また、当社が定める社外役員の独立性基準を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有していると判断したため。
彦坂 浩一	○	彦坂浩一氏と当社との間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。	[取締役選任理由] 弁護士としての専門的な知識と豊富な経験を有しており、当社から独立した客観的な立場で、主に法務面で当社の経営に対して的確な

助言、監督をいただけると考え、取締役会における意思決定の透明性の確保及び取締役会の監督機能の強化の観点から適任であると判断したため。

[独立役員指定理由]

東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また、当社が定める社外役員の独立性基準を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有していると判断したため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

「監査役と会計監査人の連携状況」

監査役は、会計監査人と定期的に業務上や会計上の課題、監査計画、監査結果等について質疑応答、意見交換を行っております。

「監査役と内部監査部門の連携状況」

当社グループの内部監査部門である内部監査室は、内部監査の監査計画、監査結果等について定期的に監査役に報告し、意見交換を行っております。また、監査役からの依頼により、監査役が実施する各種調査に協力、応援する体制を整備しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) [更新](#)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
野呂 順一	他の会社の出身者											△		
福家 聖剛	他の会社の出身者											○		

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) [更新](#)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

野呂 順一	○	<p>野呂順一氏は、株式会社ニッセイ基礎研究所の代表取締役社長を兼職しておりますが、同社と当社との間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。</p> <p>また、同氏は、日本生命保険相互会社の出身であります、平成24年に同社を退職しております。同社は、当社の株式を所有しておりますが、持株比率は2.36%であります。同社と当社との間には、平成28年度において工事請負、保険契約の取引がありますが、当社が定める社外役員の独立性基準を超えるものではありません(同社と当社との間における取引額の過去3事業年度平均額は、同社の連結経常収益及び当社の連結完成工事高の過去3事業年度平均額のいずれも1%未満であります。)。</p>	<p>[監査役選任理由] 大手生命保険会社の業務執行責任者及び事業会社の経営者として培われた豊富な知識と経験を有しており、当社から独立した客観的な立場で、取締役の職務執行を監査するのに適任であると判断したため。</p> <p>[独立役員指定理由] 東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また、当社が定める社外役員の独立性基準を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有していると判断したため。</p>
福家 聖剛	○	<p>福家聖剛氏は、明治安田生命保険相互会社の顧問を兼職しております、同社は当社の株式を所有しておりますが、持株比率は1.25%であります。同社と当社との間には、平成28年度において工事請負、保険契約の取引がありますが、当社が定める社外役員の独立性基準を超えるものではありません(同社と当社との間における過去3事業年度平均額は、同社の経常収益及び当社の連結完成工事高の過去3事業年度平均額のいずれも1%未満であります。)。</p>	<p>[監査役選任理由] 大手生命保険会社の経営者として培われた豊富な知識と経験を有しており、当社から独立した客観的な立場で、取締役の職務執行を監査するのに適任であると判断したため。</p> <p>[独立役員指定理由] 東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また、当社が定める社外役員の独立性基準を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有していると判断したため。</p>

【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

[独立役員の指定]

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

[社外役員の独立性基準]

当社は、経営の健全性、透明性の向上を図るため、当社における社外取締役及び社外監査役の当社からの独立性に関する基準を、次のとおり定めております。社外取締役又は社外監査役が次の基準のいずれにも該当しない場合には、独立性を有するものと判断されます。

1. 当社の大株主(※1)又はその業務執行者
2. 当社の主要な借入先(※2)又はその業務執行者
3. 当社を主要な取引先とする者(※3)又はその業務執行者
4. 当社の主要な取引先(※4)又はその業務執行者
5. 当社から役員報酬以外に年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間総収入の2%を超える団体に所属する者をいう。)
6. 当社より、年間1,000万円を超える寄附を受けている者(当該寄附を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者をいう。)
7. 最近3年間ににおいて上記1から6までのいずれかに該当していた者
8. 下記(1)から(3)までのいずれかに掲げる者(重要でない者を除く。)の2親等内の親族
 - (1)上記1～7までに掲げる者
 - (2)当社の子会社の業務執行者
 - (3)当社の子会社の業務執行者でない取締役

(※1)当社の大株主とは、直近の事業年度末において直接・間接に10%以上の議決権を保有する者をいう。

(※2)当社の主要な借入先とは、当社の借入金残高が、当社の直近事業年度末における連結総資産の2%を超える借入先をいう。

(※3)当社を主要な取引先とする者とは、当社から支払いを受けた過去3事業年度平均額が、その者の連結総売上高の過去3事業年度平均額の2%を超える者をいう。

(※4)当社の主要な取引先とは、当社に対する支払いの過去3事業年度平均額が、当社の連結総売上高の過去3事業年度平均額の2%を超える者をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

業務執行取締役の報酬は、固定報酬とインセンティブ報酬である賞与により構成しております。賞与については、年次方針目標達成のインセンティブとして、年次業績と連動するものです。

また、取締役及び監査役は、月額報酬の一部を役員持株会に拠出して当社株式を継続的に取得し、取得した株式は原則として在任期間中保有することとしております。詳細は、本報告書「II. 1.【取締役報酬関係】」をご参照ください。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

平成28年度の役員報酬の内容

取締役の年間報酬総額: 428百万円(うち社外 16百万円)
監査役の年間報酬総額: 60百万円(うち社外 15百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

(1)方針

業務執行取締役の報酬は、固定報酬とインセンティブ報酬である賞与により構成しております。賞与については、年次方針目標達成のインセンティブとして、年次業績と連動するものです。なお、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして、より機能するよう、構成、割合等を含め、中長期的な業績と連動するインセンティブ報酬を検討する予定です。

[固定報酬]

役位により基本報酬(月額報酬)を定めております。

[インセンティブ報酬]

賞与は、基本賞与と業績運動賞与で構成され、基本賞与額は役位に基づき、業績運動賞与額は、連結業績、方針目標達成率等の評価に基づき、決定しております。

非業務執行取締役及び監査役の報酬は、固定報酬のみとし、賞与は支給しておりません。

なお、役員退職慰労金制度は、平成20年6月27日開催の第63回定時株主総会終結の時をもって廃止しております。

(2)手続

各取締役の報酬額については、平成28年6月29日開催の第71回定時株主総会で決議された報酬額(年額540百万円以内(うち社外取締役分は年額20百万円以内))の範囲内で、取締役会で決定した上記の方針に基づき、取締役会の委任を受けた代表取締役が非業務執行取締役の意見、助言を経て決定し、その内容を非業務執行取締役に報告しております。

各監査役の報酬額については、平成16年6月29日開催の第59回定時株主総会で決議された報酬額(年額85百万円以内)の範囲内で、上記の方針に基づき、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

[社外取締役]

主として取締役会の事務局である総務部が、取締役会資料の事前配付、主要な議案内容の事前説明を行うほか、必要に応じて各種情報提供を行うなどのサポートを実施しております。

[社外監査役]

監査役会の事務局である監査役室が、監査役会資料及び取締役会資料の事前配付、主要な議案内容の事前説明を行うほか、必要に応じて各種情報提供を行うなどのサポートを実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [更新](#)

1. 取締役会、取締役

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役10名(男性10名、女性0名)で構成され、毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催しております。取締役会では、当社グループの経営方針、法令及び定款に定める事項、並びに経営上の重要事項に關し意思決定するとともに、各取締役及び各執行役員の業務執行の状況を監視・監督しております。

また、取締役会における審議の活性化と意思決定の透明性の確保、及び取締役・執行役員に対する取締役会の監督機能の強化を目的として、社外取締役を選任しております。

2. 執行役員制

当社は、企業経営と業務執行機能の責任と権限の明確化、及び取締役数の削減による取締役会の活性化と意思決定の迅速化を図るため、執行役員制を導入しております。執行役員は、取締役会の決議により選任され(任期1年)、取締役会において決定された経営方針に基づき業務執行に当たっております。

3. 経営会議

当社は、当社グループ経営の実効性を高め、効率化を図る目的で、経営会議を設置しております。同会議は、取締役5名及び常務執行役員1名で構成され、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、取締役会から委任された当社グループの具体的な業務執行に係る事項(事業部・本部の方針の決定・変更、年度方針の決定とその評価など)につき、十分な審議と迅速な意思決定を行っております。同会議には監査役が適宜出席し、客観的・中立的な立場で発言を行っております。同会議の付議事項のうち重要な案件については、取締役会に付議され最終決定されております。

4. 全社コンプライアンス委員会

当社は、コンプライアンスに係る監視機関として、全社コンプライアンス委員会を設置しております。同委員会は、取締役、コンプライアンス部長及び内部監査室長により構成され、原則として月1回開催し、経営上の観点から、当社の事業全般についてのコンプライアンス上の課題の検討及び対応並びに法令順守の状況について検証を行っております。同委員会には、経営監視機能の有効性確保の観点から監査役が独立的な立場で出席しております。

5. 方針検討会

当社は、当社グループの経営方針の実現に向けた取組みの状況を把握するため、方針検討会を設置しております。同検討会は、年2回開催され、取締役、監査役及び各本部長の参加のもと、年度経営方針を達成するための各事業部・本部の年度方針・年度目標の内容及びその達成状況の検討・検証を行っております。

6. リスク管理体制

当社及び当社グループのリスク管理については、リスクマネジメント規程に基づき、リスクマネジメント委員会を設置し、当社及び当社グループのリスクを一元的に把握し効果的かつ効率的なリスク管理を実施しております。同委員会は、全社的なリスクマネジメントの基本方針、責任体制及び運営等を定め、周知・徹底を図っております。

品質管理、安全管理、コンプライアンスなどの各部門の所管業務に付随するリスクについては、各所管部門がリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応策を立案し、リスクマネジメント委員会へ報告します。また、各所管部門は、社内規程等を整備し、それらの周知・徹底を図っております。

発生抑止が効かず顕在化したリスク(以下、危機といいます。)に対し対応措置を講ずべき事態に至った場合を想定し、その対応と危機の日常管理を目的として、危機管理委員会を設置しております。危機発生時においては、危機管理の基本方針に則り、危機管理委員会の下、危機対策チームの編成又は危機対策本部を設置し対応します。また、危機発生の想定の下、その復旧計画にあたる事業継続計画を整備しております。

7. 監査役会、監査役

監査役の人数は、社外監査役2名を含む4名(男性4名、女性0名)であります。このうち、監査役古勝稔也氏は、長年にわたる経理・財務関連業務の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知識を有しております。

監査役は、当社及びグループ会社における重要な意思決定の過程及び業務執行の状況を把握するため、稟議書等の重要文書の閲覧を行うとともに、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席するほか、重要な案件の検討及び意思決定プロセスの現状について、内部監査室をはじめ各関係部署から情報収集を行い、必要に応じて業務改善等の助言・勧告を行っております。連結経営上重要と認めた国内外の拠点及び関係会社については、監査計画に基づき、内部監査室と共に、現地調査を実施しております。

また、監査役は、内部監査室及び会計監査人から、その監査計画、監査の実施状況、監査結果等について定期的かつ隨時に報告を受け、必要に応じて調査、説明を求めております。これら監査結果及び内部統制部門からの報告、各部署に対する調査等に基づき、内部統制システムの整備・運用状況に係る監査役監査を実施しております。

各監査役は、個々の監査活動について監査役会で報告し、情報の共有化を図っております。

8. 内部監査

当社グループにおける内部監査を担当する内部監査室(8名)は、代表取締役直属の独立した部門として、内部監査規程に基づき監査を実施しております。同室は、当社グループにおける業務活動全般の有効性・効率性等について監査を行い、監査結果を代表取締役に報告しております。監査の結果、改善が必要と認めた事項については、被監査部門に通知するとともに、改善状況のフォローアップ監査を実施しております。監査結果は、代表取締役のほか、取締役会、監査役会、会計監査人にも報告されます。

9. 会計監査人

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、坂本裕子(継続監査年数4年)、寺田聰司(継続監査年数6年)の2氏であり、監査法人A&Aパートナーズに所属しております。当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士13名その他2名です。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役設置会社としてコーポレート・ガバナンスの一層の充実・強化に向け、非業務執行取締役の活用による取締役会の監督機能の強化、執行役員制の導入による取締役会の意思決定の迅速化等を実施し、当社グループのガバナンス強化、経営改革に継続して取り組んでおります。現時点では、こうした取組みにより当社のコーポレート・ガバナンスは有効に機能していると判断し、現状の体制としております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会開催日の3週間前に発送しております。また、招集通知発送の5営業日前に、ホームページに掲載しております。
電磁的方法による議決権の行使	平成28年6月開催の定時株主総会より採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	平成28年6月開催の定時株主総会より、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英訳版をホームページに掲載しております。 URL(英文) : http://www.taikisha-group.com/ir/stock/meeting.html
その他	招集通知、決議通知をホームページに掲載しております。また、株主総会の透明性向上のため、株主総会の決議事項について議案毎の賛成・反対・棄権の票数を含む議決権行使結果をホームページにて公表しております。 URL(和文) : http://www.taikisha.co.jp/ir/stock/meeting.html URL(英文) : http://www.taikisha-group.com/ir/stock/meeting.html

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ホームページに掲載しております。 URL(和文) : http://www.taikisha.co.jp/ir/disclosure.html URL(英文) : http://www.taikisha-group.com/ir/disclosure.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けに会社説明会を実施しております(年2回程度)。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期・年度末の決算発表時に決算説明会を実施し、主要指標、事業内容、業績予想、今後の事業展開等について説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	トップメッセージ、決算短信、決算説明会資料、中期経営計画、有価証券報告書・四半期報告書、株主通信、ファクトブック(和文、英文)、Annual Report(英文)、適時開示資料等をホームページに掲載しております。 URL(和文) : http://www.taikisha.co.jp/ir/index.html URL(英文) : http://www.taikisha-group.com/ir/index.html	
IRに関する部署(担当者)の設置	責任者: 常務執行役員管理本部長 中川 正徳 担当部署: 管理本部経理部企画・広報課	
その他	個人株主・投資家向けの専用コンテンツをホームページに設けております。 URL(和文) : http://www.taikisha.co.jp/ir/individual/index.html URL(英文) : http://www.taikisha-group.com/ir/individual/index.html	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営ビジョンを「法令とその精神を遵守し、公正で自由な競争のもとに適正な取引を行い、透明性と高い倫理観で、顧客・取引先、株主、社員、地域・社会、地球環境に貢献する。」と定め、ステークホルダーに対する姿勢を示しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、「永続的に成長し、社会に貢献する会社づくり」「魅力ある会社づくり」という企業理念に従い、技術を通じた環境保全、健全な事業活動による株主や社会への還元、永続的成長によるお客様・お取引先さまの繁栄と従業員の豊かな生活づくりにより、持続可能な社会と地球環境に貢献するCSR活動を実践していきたいと考えております。 また、高い企業倫理を持つ風土の醸成に努め、法令順守を徹底し、私たちのステークホルダーから「誠実な企業」として信頼していただくことを目指します。 CSR活動に関する詳細は、CSR報告書で紹介しております。CSR報告書はホームページに掲載しております。

URL(和文): http://www.taikisha.co.jp/social_env/csr/csr_report.html
URL(英文): http://www.taikisha-group.com/social_env/csr/csr_report.html

ステークホルダーに対する情報提供に
係る方針等の策定

「大気社行動規範」において、企業会計など経営の透明性の向上に努め、企業情報を法令・規則に基づき適切に開示する旨を定めております。
URL: http://www.taikisha.co.jp/social_env/compliance/index.html

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システムの基本方針について次のとおり決議し、内部統制システムの整備・運用に取り組んでおります。(平成27年4月24日開催の取締役会決議により一部改定)

[目的]

本決議は、現在最大の経営リスクは法令違反であることを認識し、法令順守の周知・徹底と実行を図るため、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社の内部統制システムの整備・運用に関する大綱を定めるものである。本決議に基づく内部統制システムは、その整備・運用を徹底し、不斷の見直しによってその改善を図り、もって、効率的で適法な企業体制を確保することを目的とする。

[具体的な内容]

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 社是、企業理念に基づき、取締役会にて制定した経営ビジョン「法令とその精神を順守し、公正で自由な競争のもとに適正な取引を行い、透明性と高い倫理観で、顧客・取引先、株主、社員、地域・社会、地球環境に貢献する。」及び「大気社行動規範」を、取締役及び使用人の職務の執行における指針と位置付け、その浸透を図る。
- (2) 代表取締役を委員長とし、取締役、コンプライアンス部長及び内部監査室長により構成される全社コンプライアンス委員会を原則として月1回開催するものとし、経営上の観点から、当社の事業全般についてのコンプライアンス上の課題の検討及び対応並びに法令及び定款等順守の状況の検証を行う。また、全社コンプライアンス委員会には、経営監視機能の有効性確保の観点から監査役が独立的な立場で出席する。
- (3) 反社会的勢力に対しては、当社の業務への関与を拒絶し、あらゆる要求を拒否し、取締役及び使用人が関係を持つことを禁止する旨を「大気社行動規範」に定め徹底して排除する。また、継続的なコンプライアンスに関する教育、啓蒙活動を通じて、取締役及び使用人に対する周知・徹底を図り、未然防止に努めるとともに、社外より定期的に情報収集を行い、万一不当要求を受けた場合は、外部専門家との連携の下、組織的に対応する。
- (4) 代表取締役直属のコンプライアンス部は、「経営ビジョン」及び「大気社行動規範」の周知・徹底を図るため、コンプライアンスに関する教育、啓蒙活動を継続的に実施するとともに、各事業部のコンプライアンス関係部門等と連係し法令違反の未然防止に努め、活動状況を全社コンプライアンス委員会に報告する。
- (5) 取締役及び使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、内部通報制度を整備し、コンプライアンス部を通報先とする内部通報窓口及び独立した社外の弁護士を通報先とする外部通報窓口を設置する。コンプライアンス部は、内部通報制度を有効に活用できるよう、社内外に周知・徹底させるとともに、内部通報規程に基づき、通報者が通報を理由として不利益な取扱いを受けないよう監視、監督する。
- (6) コンプライアンスに違反する事態が発生した場合には、就業規則に則り、厳格に対処する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いについては、情報セキュリティ規程、文書管理規程をはじめとする社内規程等に従い適切に保存及び管理(廃棄を含む。)の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、社内規程等の見直し等を行う。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスクマネジメント規程に基づき、リスクマネジメント委員会を設置し、当社及び当社グループのリスクを一元的に把握し効果的かつ効率的なリスク管理を実施する。同委員会は、全社的なリスクマネジメントの基本方針、責任体制及び運営等を定め、周知・徹底を図る。
- (2) 品質管理、安全管理、コンプライアンス等の各部門の所管業務に付随するリスクについては、各所管部門がリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応策を立案し、リスクマネジメント委員会へ報告する。また、各所管部門は、社内規程等を整備し、それらの周知・徹底を図る。
- (3) 発生抑止が効かず顕在化したリスク(以下、危機という。)に対し対応措置を講ずべき事態に至った場合を想定し、その対応と危機の日常管理を目的として危機管理委員会を設置する。危機発生時においては危機管理の基本方針に則り、危機管理委員会の下、危機対策チームの編成又は危機対策本部を設置し対応する。また、危機発生の想定の下、その復旧計画にあたる事業継続計画を整備する。
- (4) 代表取締役直属の内部監査室は、内部監査規程に基づき監査を担当する。内部監査室長には執行役員以上の役職者を起用するとともに、必要な人員の配置を行い、内部監査の実効性を確保する。また、内部監査室は、必要に応じ、監査の実施方法・実施項目の検証を行い、必要があれば監査方法の改訂を行う。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 執行役員制の導入により、企業経営と業務執行機能の責任と権限を明確化するとともに、取締役会の活性化と意思決定の迅速化を図り、経営の改革を一層推進する。
- (2) 取締役会規則、稟議規程等その他関連する社内規程に基づき、取締役会への付議基準に該当する事項については、すべて取締役会に付議することを順守する。その際には事前に議題に関する十分な資料が全役員に配付される体制をとり、取締役会は、当該資料に基づいた十分な審議により決議する。
- (3) 企業理念を基軸に、方針検討会を経て、各本部及び各事業部において適正な年度方針及び年度目標の設定を行い、目標達成のために活動する。
- (4) 常務執行役員以上の取締役を主なメンバーとして構成する経営会議を設置し、稟議規程により定められた当社及び当社グループ全体の経営課題及び事業について、十分な審議を行い、迅速な決定を行う。また、経営会議は、業績報告を通じて年度目標の進捗状況について、月次で検証を行う。

5. 当社及びその子会社(関連会社を含む。以下、同じ。)から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社の子会社の取締役及び業務を執行する使用人は、職務の執行に係る事項を、関係会社管理規程に基づき当社の所管部門へ報告し、当該所管部門が同規程に基づき子会社を管理することにより、当社グループ全体の経営効率の向上を図るものとする。
- (2) 内部監査規程その他関連する社内規程に基づき、子会社のリスク情報の有無を監査するため、内部監査室を中心とした定期的な監査を実施する。監査の結果、子会社に損失の危険の発生を把握した場合には、直ちに、取締役、監査役、その他担当部署に報告する。
- (3) 金融商品取引法に基づく、当社グループ全体の財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制については、代表取締役社長の指示の下、金融庁公表の「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」及び「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」に準拠した内部統制基本規程を制定し、財務報告に係る内部統制を整備する。また、同規程に基づき、当社グループ全体の内部統制の整備・運用状況の評価を行う。
- (4) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、内部監査規程その他関連する社内規程に基づき、内部監査室を中心とした定期的な監査及びコンプライアンス部による定期的な調査を実施する。また、コンプライアンス部は、当社の内部通報制度を有効活用できるよう周知する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項、当該使用者の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の下に監査役室を設置し、監査役の職務を補助する使用人を配置する。当該使用人の任免・異動・人事評価に関しては、監査役の同意を必要とするものとし、当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用者に対する指示の実効性を確保する。

7. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 取締役及び使用人は、以下の事項について監査役に報告する義務を負うほか、監査役会規則、監査役監査規程の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うものとする。

・経営会議の決議事項、報告事項

・全社コンプライアンス委員会、リスクマネジメント委員会、危機管理委員会の討議事項

・当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実

・取締役及び使用人の法令・定款違反行為又はこれらの行為を行うおそれのある事実

・内部監査室による内部監査の結果

・社内稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付

(2) 関係会社管理規程に基づき、子会社の取締役、監査役及び使用人より報告を受けた当社の所管部門責任者は、監査役が出席する会議体において又は必要に応じ適宜、監査役へ報告する。

8. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役会の要請に基づき、前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する。また、コンプライアンス部は、当該報告をした者が不利な取扱いを受けないことを監視、監督する。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、監査役会規則の定めに基づき、職務の執行について生ずる費用の前払又は償還を求めることができる。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 代表取締役、管理本部長及び内部監査室長は、監査役監査の環境整備等について、監査役との十分な協議、検討の機会を設け、監査役監査の実効性確保に努める。

(2) 監査役は、監査役監査の実効性を確保するため、監査体制の整備等についての要請を行うことができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社は、「大気社行動規範」において、暴力団等の反社会的勢力が当社の業務に関与することを拒絶し、また反社会的勢力からの不当な要求に応じ、反社会的勢力と関係を持つことを禁止しております。

2. 反社会的勢力の排除について、コンプライアンス部は、コンプライアンスに関する教育、啓蒙活動を通じて、継続的に社員に対し周知・徹底を図り、未然防止に努めております。

3. 当社は、加盟している特殊暴力防止対策連合会等から、反社会的勢力に関する情報を定期的に収集するとともに、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合は、外部専門家との連携の下、社内の関係部署が協力して組織的に対応します。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、平成20年1月31日開催の取締役会において、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的として、議決権割合を20%以上とする当社株券等の買付行為、又は結果として議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(以下、かかる買付行為を「大量買付行為」といい、大量買付行為を行う者を「大量買付者」といいます。)に対する対応策(買収防衛策)の導入を決議し、平成20年6月27日開催の第63回定時株主総会、平成22年6月29日開催の第65回定時株主総会、平成25年6月27日開催の第68回定時株主総会及び平成28年6月29日開催の第71回定時株主総会において、その内容の一部変更及び継続について株主の皆様にご承認をいただいております(以下、現在の買収防衛策を「本プラン」といいます。)。

(1)本プランの概要

本プランは、大量買付行為が行われる場合に、株主の皆様に当該大量買付行為に応じるか否かを適切にご判断いただくための必要十分な情報及び時間を確保するために、取締役会が、大量買付者に対して、事前に大量買付情報の提供を求め、当該大量買付行為についての評価、検討、大量買付者との買付条件等に関する交渉又は株主の皆様への代替案の提示等を行うとともに、原則として、取締役会からの独立性が高い社外取締役、社外監査役及び社外有識者の中から選任される委員で構成される独立委員会の勧告に従って、大量買付行為に対する対抗措置を発動するための手続(以下「大量買付ルール」といいます。)を定めております。

大量買付者が、大量買付ルールを順守しなかった場合、又は大量買付ルールを順守している場合であっても、当該大量買付行為が、合理的かつ詳細に定められた客観的要件に該当するような、当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであると認められる行為である場合には、原則として、独立委員会の勧告に従って、対抗措置の発動を決定し、これを行うものとします。

具体的な対抗措置としては、新株予約権の無償割当てその他の法令及び当社定款において取締役会の権限として認められるものの中から、その時々の状況に応じて、適切なものを選択するものとします。

本プランの有効期間は、第71回定時株主総会終了後3年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会(平成31年6月開催予定の第74回定時株主総会)の終結の時までとなっております。

(2)本プランの合理性

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日付で公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」において定められた三原則を完全に充足しております。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日付で公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の趣旨も踏まえた内容となっております。

また、大量買付行為がなされた場合には、独立委員会が、大量買付行為に対する対抗措置の発動の是非等について審議・検討した上で取締役会に対して勧告し、取締役会は、原則として、独立委員会の勧告に従って決議を行うこととされており、取締役会の恣意的判断に基づく対抗措置の発動を可及的に排除することができる仕組みが確保されております。

さらに、一定の場合には、対抗措置の発動の是非について、株主の皆様のご意思を確認する機会を設けるために株主総会を開催することができ、株主の皆様の過半数の賛成を得られた場合にのみ、対抗措置が発動されることとされており、この点においても、取締役会による恣意的な対抗措置の発動を可及的に排除する仕組みが確保されております。

本プランの詳細については、当社ホームページの下記アドレスをご覧ください。

http://www.taikisha.co.jp/corporate/news/20160516_1.pdf

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

[適時開示体制の概要]

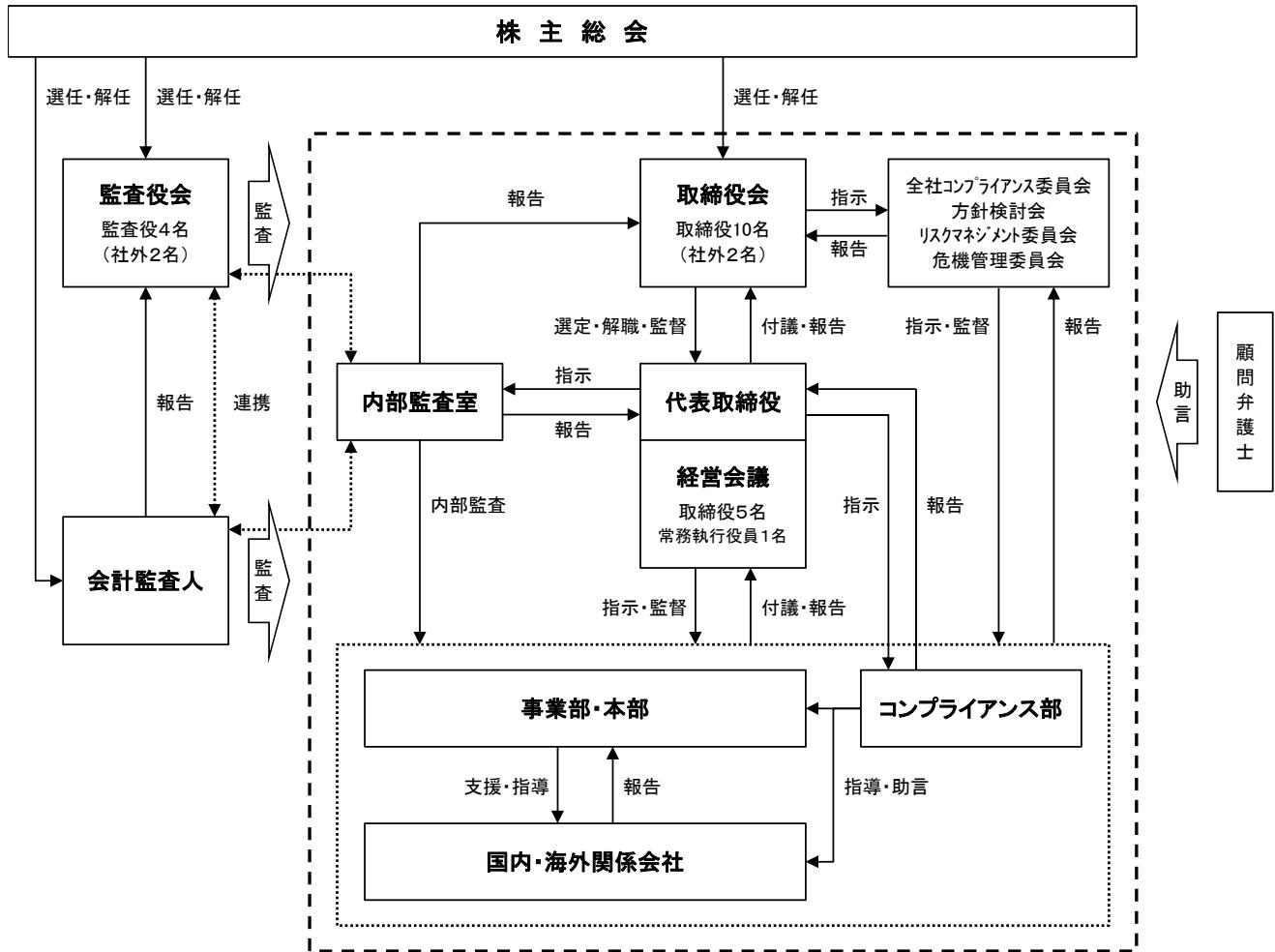
当社は、「大気社行動規範」において、経営の透明性の向上に努めるとともに、東京証券取引所の有価証券上場規程に従い、会社情報の公正、公平かつ適時適切な開示を行うことを定めております。

当社及び当社グループに関する会社情報の適時開示については、管理本部長を情報取扱責任者、管理本部総務部を適時開示業務に係る主管部署と定め、関係部署と連携して速やかな開示を行う体制を構築しております。また、顧問弁護士から、必要に応じて助言、指導を受けております。

決定事実及び決算情報については取締役会の承認後、発生事実については管理本部長を中心に開示方針を協議した後、遅滞なく開示いたします。この他、会社法、金融商品取引法等の関係法令、有価証券上場規程等が定める開示対象に該当しない会社情報についても、投資者の投資判断に重要な影響を与えると当社が判断した場合には、可能な範囲で積極的かつ公平に開示を行います。

監査役は、取締役会が決定する「内部統制システムの基本方針」に基づき、適時開示業務の執行状況の適法性を監査しております。また、代表取締役直属の独立した部門である内部監査室は、業務活動全般の有効性・効率性等の観点から、適時開示業務の執行状況の監査を常時行っております。

[コーポレート・ガバナンス体制 模式図]



[適時開示体制 模式図]

